

大十区、大七区及び大六区財産区資産の市への譲渡について

1 経過及び案件趣旨

- ・大十区、大七区及び大六区財産区は、竜丘・伊賀良の飯田市への合併時に誕生した財産区である。
- ・構成地区はそれぞれ地区の財産区を有しており、区民は地区の財産区を維持していくことは続けていくが「自治区を超え複数地区にまたがって所有している森林の管理は困難であり運用も厳しい状況のため、飯田市へ譲渡し、市有林として管理を願いたい。」と申し入れがあった。(令和元年2月)
- ・その結果、区民の合意がされたら改めて申し入れをしていただくこととした。
- ・その後約1年かけ、全ての区で合意でき、7月22日に譲渡の申し入れがあった。
- ・市への譲渡を受け、市有林として管理することとする。

2 大十区、大七区及び大六区財産区の構成地区について

	駄科	長野原	桐林	時又	上川路	大瀬木	三日市場	下殿岡	上殿岡	北方
大十区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大七区	○	○	○	○	○	○	○			
大六区	○	○	○	○	○	○				

3 所有財産（譲渡する財産）

	山林(m ²)	保安林(m ²)	合計(m ²)	うち分収造林地※ (m ²)	材積(m ³)	基金・予算繰越(令和 2年3月末現在)
大十区	124,084	849,195	973,279	839,691	43,297	811千円
大七区	5,784	1,928,755	1,934,539	1,785,121	24,744	1,276千円
大六区	82,014	-	82,014	-	507	240千円

※分収造林：造成林所有者と造林実施者が分収造林契約を結び、収益を分け合う森林
分収造林契約先：国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター

4 方針

- ・所有山林は、鳩打トンネルの北側の黒川の左岸から笠松山の西側になる。本来市有林となっていたものであり、山本・伊賀良地区や阿智村の水源林でもあるため、市の共有財産としての管理とする。
- ・他の財産区から同様な申し込みについては、発足経過からも地域での管理を続けることが原則であり、運用していただきたい旨を伝えていく。ただし、財政的に運用が困難になった財産区については、地域で市への譲渡の合意を得たうえで、市有林への移管の検討を可能とする。

5 今後の手続き

配分金の処理 登録団体の変更処理 残基金の市への譲渡 土地所有権移転 分収造林契約変更
県への手続きは不要

●参考

財産区について

- ・財産区とは、市町村の一部で、財産又は公の施設の管理及び処分を行うことを認められた特別地方公共団体である。財産又は施設に関し要する経費は、財産区の負担とする。
- ・財産区は、財産を全部寄付すれば、当然に財産区は消滅する。(逐条解説による)

県内の最近の実例

- ・長野市でH29年度に市へ譲渡している(大豆島財産区、風間財産区)